認定更新番号表

製造業者名 代表者名 浄化槽名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
㈱クボタ 代表取締役社長　益本　康男		
クボタ浄化槽　ＨＳ－５Ｐ型	６－05Ｋ－１Ｅ－001	６－10Ｋ－１Ｅ－001
〃　〃　－７Ｐ型	〃　－１	〃　－１
〃　〃　－10Ｐ型	６－05Ｋ－１Ｅ－002	〃　－２

○近畿地方整備局告示第二百十五号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十二年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十二年十月二十日

近畿地方整備局長　上総　周平

認定更新番号表

製造業者名 代表者名 浄化槽名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
㈱クボタ 代表取締役社長　益本　康男		
クボタ浄化槽　ＤＳＪ－５Ｋ型	６－05－Ｈ－008	６－10Ｋ－Ｈ－001
〃　〃　－７Ｋ型	〃　－１	〃　－１
〃　〃　－10Ｋ型	〃　－２	〃　－２

○近畿地方整備局告示第二百十六号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十二年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十二年十月二十日

近畿地方整備局長　上総　周平

認定更新番号表

製造業者名 代表者名 浄化槽名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
産業機器開発㈱ 代表取締役　大脇　直孝		
ＴＫ－５	６－05Ｋ－１Ｄ－004	６－10Ｋ－１Ｄ－004
ＴＫ－７	〃　－１	〃　－１
ＴＫ－10	〃　－２	〃　－２

○北海道開発局告示第百三十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十二年十月二十日

北海道開発局長　高松　泰

(1)　登録年月日

平成二十二年十月二十日

(2)　登録番号

(3)　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人北海道建築指導センター

(4)　住所

北海道札幌市中央区北四条西五丁目一番地

(5)　代表者の氏名

(6)　登録の区分

登辻　博司

(7)　及び第二号に定める区分

登録住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号

(8)　評価の業務を行う事務所の所在地

北海道札幌市中央区北四条西五丁目一番地

(9)　役員の氏名

松崎　健児、福田　修平、吉井　亨、日比　学、池田　英彦、久家　慈、長内　昇、中　愼一、水戸部謙一、能登谷宏二、西代　明子、清水　務、野々瀬雅昭、岸　義雄、松谷田浩止、佐藤　俊明、佐々木信幸、佐藤　健二、坂見　光二

(10)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名

中辻　博司、松崎　健児、三浦　聰、綿内　正道、西　俊一郎、東　光男、高野　壽世、田中　博之、宮浦　哲也、橋本　智子、堀川　隆之、牧野　光博、村山　量次、荒井　俊明、西村　武、脇田　宏行、板谷　薫、高尾　敷智彦

(11)　評価の業務を行う区域

北海道

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１６１９４号

東京都文京区春日２丁目18番９号
債務者　ユーハン株式会社
代表者代表取締役　寺田　正美

1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　充俊
4　破産債権の届出期間　平成22年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月13日午後３時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１９６号

東京都渋谷区桜ヶ丘15番８号
債務者　株式会社ヲロシー
代表者代表取締役　吉田　愼一

1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　昌典
4　破産債権の届出期間　平成22年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月７日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２１４号

東京都新宿区新宿２丁目２番１号
債務者　株式会社ジェーケイ
代表者代表清算人　吉村　淳一

1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　憲治
4　破産債権の届出期間　平成22年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月13日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部